

閻



令和 6 年 10 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県那珂市菅谷 605 番地
地域医療連携推進法人

いばらき県北地域医療 [REDACTED] ネット
代表理事 小豆畑 丈 [REDACTED] 夫
電話 029 (295) 2 [REDACTED]

決 算 届

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの決算を終了したので、医療法第 70 条の 14 において読み替えて準用する同法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記
5. 純資産変動計算書
6. 財産目録
7. 有形固定資産等明細表
8. 引当金明細表
9. 純資産増減計算内訳表
10. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
11. 法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書
12. 法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書
13. 監事監査報告書
14. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

別添 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

1 地域医療連携推進法人の概要

(1) 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット

(2) 事務所の所在地

茨城県常陸太田市徳田町474番地

(3) 医療連携推進区域

常陸太田市、那珂市

(4) 一般社団法人設立年月日

平成29年2月10日

(5)-1 都道府県知事認定年月日

令和4年8月23日

(5)-2 設立登記年月日

令和4年8月31日

(6) 社員の構成

氏名又は名称	議決権数
医療法人大森医院	1
医療法人社団青燈会	1
合計	2

(7) 役員の構成

職名	氏名	備考
代表理事	大森 英俊	医療法人大森医院理事長
理 事	小豆畑 丈夫	医療法人社団青燈会理事長、小豆畑病院病院長
同	小林 肇	常陸太田市医師会長
同	細谷 辰之	日本医師会総合政策研究機構主席研究員
同	真弓 俊彦	独立行政法人地域医療機能推進機構中央病院副院長
監 事	根本 義勝	医療法人根本医院理事長

注：備考欄には、役員の略歴を記載すること。

(8) 従業員等の人数

従業員数	0人
受入出向者数	0人

(9) 地域医療連携推進評議会の構成員

氏名	備考
佐藤 友美	医療又は介護を受ける立場にある者
吉澤 房義	医療又は介護を受ける立場にある者
小野瀬 好良	医療に関する学識経験者の団体
柴田 道彰	学識経験者その他の関係者
平野 敦史	学識経験者その他の関係者

注：評議員については、備考欄に評議員の選任理由を記載すること。(医療法第70条の3第16号参照)

(10) 参加法人の概況

No.	法人の名称	施設又は事業所 (以下「施設等」という。) の名称	施設等の所在地	実施事業の内容
1	医療法人大森医院	大森医院 訪問看護ステーションさとみ ひたち太田家庭医療診療所 ひたち太田ケアプランセンター 大森歯科・口腔外科	常陸太田市徳田町 474 常陸太田市折橋町 411 常陸太田市西宮町 1876 常陸太田市西宮町 1876 常陸太田市西宮町 1908	一般診療所、通所リハビリテーション事業 訪問看護事業 一般診療所 居宅介護支援事業 歯科診療所
2	医療法人社団青燈会	小豆畠病院 訪問看護ステーション「のぞみ」 訪問介護ステーション「のぞみ」 のぞみ居宅介護支援事業所 介護老人保健施設 ライブリーライフ 「那珂」	那珂市菅谷 605 那珂市菅谷 605 那珂市菅谷 605 那珂市菅谷 605 那珂市菅谷 605-2	一般病院 訪問看護事業 訪問介護事業 居宅介護支援事業 介護老人保健施設、短期入所療養 介護、通所リハビリテーション事業

(11) 病院等の参加施設の概況

(単位：千円)

No.	施設の名称	施設の種類	許可病床数	事業収益	事業費用	会計年度	総資産
1	大森医院	有床診療所	14人	545,945	528,726	令和5	676,048
2	小豆畠病院	一般病院	90人	2,063,875	2,133,794	令和5	2,639,029

注：事業収益、事業費用及び総資産は、法人全体の金額である。

(12) 介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設等がある場合の概況

(単位：千円)

No.	施設等の名称	施設等の種類	定員	事業収益	事業費用	会計年度	総資産
1	大森医院	有床診療所	14人	545,945	528,726	令和5	676,048
2	小豆畠病院	一般病院	90人	2,063,875	2,133,794	令和5	2,639,029

注：事業収益、事業費用及び総資産は、法人全体の金額である。

2 事業の概要

(1) 医療連携推進に資する事業

- ① 病床融通について、令和5年3月30日承認して差し支えない旨の答申があったとの県からの連絡を受け、医療法に基づく手続きについて協議中。
法改正に対応し、定款変更の手続きに着手した。
- ② クリティカルパスについて前年度の検討の結果作成した素案をもとに、引き続き、検討を進めている。
- ③ 医療機能の分担等に係る講演会「地域医療講演」を開催し、地域住民を含め [REDACTED]名の参加があった。
 - ・日時 令和6年6月22日（土） 午後1時30分
 - ・場所 常陸太田市パルティホール
 - ・内容 (1)「在宅医療でできること」 講師 [REDACTED] ([REDACTED]
 (2)「なるな寝たきり、つくるな寝たきり」 講師 [REDACTED]
 [REDACTED]

(2) 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業

今年度の実績なし

(3) その他の事業

なし

- (4) 地域医療連携推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連携推進法人の対応状況
令和 5 年度の決算を踏まえ、地域医療連携推進評議会の評価を受ける予定。
- (5) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項
令和 5 年 9 月 21 日 令和 4 年度事業報告及び決算、規程の整備、令和 5 年度事業計画及び予算
令和 6 年 6 月 14 日 令和 6 年度事業計画及び予算、主たる事務所の移転、定款の変更、代表者の選定
- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし
- (7) その他
なし

※本事業報告書には、以下の書類を添付すること。添付書類には、当該地域医療連携推進法人の最終会計年度の末日時点の内容を記載すること。

- (1) 医療連携推進方針
- (2) 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- (3) 医療法第 70 条の 4 第 1 号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
医療法第 70 条の 4 第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当しないことを証する書類
- (4) 表明・確約書（新たに入社した者に限る。）

別添 1

医療連携推進方針

1 地域医療連携区域

茨城県常陸太田市、那珂市

2 参加法人

医療法人大森医院 大森医院
医療法人社団青燈会 小豆畠病院

3 理念・運営方針

〔理念〕

急速に進む人口減少、少子高齢化社会の中においても、常陸太田市及び那珂市において、継続的かつ安定的な医療提供が行われるよう、医療提供体制の維持、確保を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・福祉の充実に努める。

また、地域医療構想の達成及び各市町村における地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努める。

〔運営方針〕

(1) 参加医療機関が相互に医療機能の分担を図り、各種業務の連携を進めることにより、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。

(2) 病床機能の転換等地域医療構想の達成に向けた取組を行うとともに、地域包括ケアシステムの連携に向けて、医療機関相互、及び医療と介護の連携を強化し、これらの活動の状況について積極的な発信に努める。

(3) 安定的な医療提供に不可欠な医療従事者の確保、育成のために必要な取組の充実を図る。

4 病院等相互の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 診療機能の分担を踏まえた病床の適切な活用

地域医療連携推進法人への参加法人間においては、病床過剰地域においても病床の融通が可能であることから、地域医療構想に沿って、診療機能の分担を踏まえ法人内での病床の適切な活用についての検討を行う。まず第一に大森医院の病床 14 床を小豆畠病院に統合し、小豆畠病院の救急医療の機能を強化する一方、大森医院は無床診療所とし、かかりつけ医機能を充実させる。この病床の再配置を踏まえて、参加医療機関が外来、在宅医療から、入院、救急医療までの機能の分担と連携を強化し、地

域の患者への質の高い効率的な医療の提供に資することにより、当地域医療構想区域の課題に対応するとともに、地域包括ケアシステムの構築に貢献する。

(2) 継続的、安定的に医療を提供するための業務の連携の強化

急速な人口減少、少子高齢化においても、引き続き患者の状態に応じて、必要かつ十分な医療が効率的に受けられるよう、医療機関等間での患者紹介、逆紹介を進めていく。そのため、地域医療連携クリティカルパスの導入等を検討し、患者情報の共有により移動の円滑化を図る。

併せて、医療機能の分担等について地域における理解を深めるための講演会等を開催する。

(3) 医療従事者の確保・育成のための仕組みづくり

各医療機関等が将来にわたって安定的に医療提供を行っていくことができるよう、必要に応じて参加法人間での職員の派遣等を行う。

さらに、参加法人の医療従事者による救急及び在宅医療等各種研修会、勉強会、外部講師を招聘した講演会等の共同開催等により、研修体制を強化し、医療従事者の資質の向上を図るとともに、採用窓口の整備等の人材確保対策を検討し、人材の育成確保について連携を強化する。

5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療機関等における在宅復帰の促進を図るために、介護事業所等への患者の移動が円滑に行われるよう病院、診療所と介護施設との連携を進めていく。また、介護事業所の在宅復帰率の向上につながるよう、介護事業所間の連携を強化し、退所見込向上に向けた施策の検討等の課題の解決を図る。

別添3

医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1 医療連携推進業務を主たる目的としていること（事業比率50%超）（第1号）

事業比率の見込み	67.9%
----------	-------

（記載上の注意事項）

- 事業比率の算出式は以下のとおりであるが、本申請時には事業計画書や予算書等を用いて見込みとして算出したものを上記に記載すること。

純資産増減計算内訳表	
① 医療連携推進業務会計の経常費用計	
② その他業務会計の経常費用計	
③ 法人会計の経常費用計	
事業比率 = ① / (①+②+③)	

2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること（第2号）

（経理的基礎）

- ・財務基盤の明確化について

当面、会費を基礎とし、事業内容に応じ参加法人の経費負担を求めるとしており、今後の財務状況に問題は生じない見通しである。

社員の会費及び参加法人の事業費拠出については、理事会及び社員総会に諮ることにより、妥当性を確保する。

- ・経理処理・財産管理の適正性について

予算及び決算については、理事会及び社員総会における審議により、適正性を確保する。また、日常の会計処理については、地域医療連携推進法人会計基準に基づき理事長において適切に行うとともに、必要な規定、帳簿等を整備する。

（技術的能力）

- ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

参加法人の職員を活用するとともに、それぞれの法人の持つネットワークを生かし、医療連携推進業務の実施に必要な人材を確保することにより、業務の円滑な推進を図る。

また、設備等については、各参加法人の有する設備を有効に活用することで対応する。

(記載上の注意事項)

- 「財務基盤の明確化」については、財務状態や今後の財務の見通しについて記載すること。
- 「経理処理・財産管理の適正性」については、財産の管理・運用に関する役員の適切な関与状況や、開示情報や監督庁への提出資料の基礎として必要な会計帳簿の備え付けについて、記載すること。

3 社員等に対し特別の利益を与えないこと（第3号）

区分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	[REDACTED]	有・無
金銭の貸付け	[REDACTED]	有・無
資産の譲渡	[REDACTED]	有・無
給与の支給	[REDACTED]	有・無
その他財産の運用及び事業の運営	[REDACTED]	有・無

(記載上の注意事項)

- 「社員等に対する利益供与の内容」欄には、次表の「経理等に関する明細表」の記載内容に基づき、次のように記載すること。
 - ① 「施設の利用」欄
当該一般社団法人が社員等（医療法施行令第5条の15の2に規定する者をいう。以下同じ。）が当該一般社団法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。
 - ② 「金銭の貸付け」欄
当該一般社団法人が社員等に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。
 - ③ 「資産の譲渡」欄
当該一般社団法人が社員等に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。
 - ④ 「給与の支給」欄
当該一般社団法人が社員等に対して支給している給与について、その支給内容を記載すること。
 - ⑤ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄
当該一般社団法人について、社員等からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(経理等に関する明細表)

① 社員等の施設の利用明細

区分	社員等の氏名 又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	なし				
その 他	なし				

② 社員等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
なし			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

③ 社員等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
なし			
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

(4) 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	当該一般社団法人との関係	給与の支給の有無
大森 英俊	理事長	令和4年8月31日	非常勤	代表理事	有・無
小豆畠丈夫	理事	令和4年8月31日	非常勤	理事	有・無
小林 肇	理事	令和4年8月31日	非常勤	理事	有・無
細谷 辰之	理事	令和4年8月31日	非常勤	理事	有・無
真弓 俊彦	理事	令和4年8月31日	非常勤	理事	有・無
根本 義勝	監事	令和4年8月31日	非常勤	監事	有・無

(5) 社員等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
なし				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
なし				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(6) 社員等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
なし			
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
なし			
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(7) 社員等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
なし			
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
なし			
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

⑧ その他財産の運用及び事業の運営

社員等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
なし	

(記載上の注意事項)

○ 各欄共通

「社員等」とは、以下の者をいう。(医療法施行令第5条の15の2)

- (1) 当該一般社団法人の理事、監事又は職員
- (2) 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者
- (3) (1) 又は(2)に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (5) (3)又は(4)に掲げる者のほか、(1)又は(2)に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- (6) (2)に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの（医療法施行規則第39条の6）

○ 「① 社員等の施設の利用明細」

- (1) 申請時における当該一般社団法人の社員等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 当該一般社団法人の社員等に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 当該一般社団法人の社員等に対して、上記以外に当該一般社団法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- (2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- (3) 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人の事務室等）を記載すること。
- (4) 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）

を記載すること。

- 「② 社員等に対する貸付金の明細」
 - (1) 社員等に対する貸付金がある場合に記載すること。
 - (2) この表は、貸付先ごとに記載すること。
 - (3) 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - (4) 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては当初の金額を記載すること。
 - (5) 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。
- 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」
 - (1) 直近に終了した3会計年度において、社員等（譲渡時に当該一般社団法人の社員等であった者を含む。）に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
 - (2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」
 - (1) 申請時の従業員等（当該一般社団法人の理事、監事又は職員をいう。）について記載すること。
 - (2) 「職務内容」欄には、担当している現在の職務内容（例えば、事務長等）を記載すること。
 - (3) 「当該一般社団法人との関係」欄には、例えば、その者が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。
- 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」
 - (1) 直近に終了した会計年度の末日現在において、社員等から土地、建物等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
 - (2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
 - (3) 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 「⑥ 社員等からの借入金の明細」
 - (1) 社員等からの借入金がある場合に記載すること。
 - (2) この表は、債権者ごとに記載すること。
 - (3) 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - (4) 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - (5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」
 - (1) 直近に終了した3会計年度において、社員等（譲渡時に社員等であった者を含む。）から、当該一般社団法人に対して土地、建物等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
 - (2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であ

れば「代表理事」等記載すること。

○ 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、社員等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

4 参加法人の構成等（第8号、第11号）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する参加法人	医療法人大森医院	大森医院	① 1
	医療法人社団青燈会	小豆畠病院	② 1
介護施設等を開設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総議決権数（①～⑥の合計）			⑦ 2
参加法人の議決権の構成割合（第8号）	(①+②) > (③+④)		
参加法人の議決権の構成割合（第11号）	[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5		

5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと（第13号口）

	総数 ①	最も人数の多い親族等のグループの人数②	親族等の割合 ②/①
理 事	5人		
監 事	1人		

(記載上の注意事項)

○ ②の人数は、以下の者の合計とすること。

- (1) 当該役員、配偶者及び三親等以内の親族
- (2) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (4) (2) 又は (3) に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

別添4

医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
 医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	有・無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・無
二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有・無

(記載上の注意事項)

- 「ロ」の「その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、医療法施行令第5条の15の3に掲げる法律及び同第5条の5の7に掲げる法律である。
- ①の「二」及び③の証明に当たっては、以下の者による表明・確約書（別添5又は6）を添付すること。
 - ・当該一般社団法人の社員
 - ・当該一般社団法人の理事及び監事

決 算 報 告 書

第 8 期

自 令和 5年 7月 1日
至 令和 6年 6月 30日

地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット

茨城県常陸太田市徳田町474番地

様式第一号

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット
 所在地 茨城県常陸太田市徳田町474番地

貸 借 対 照 表
 (令和6年6月30日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金	538,007	未払金	403,050
流動資産合計	538,007	未払法人税等	147,700
		流動負債合計	550,750
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 有形固定資産	0	固定負債合計	0
(2) 無形固定資産	0	負債合計	550,750
(3) その他の資産	0		
固定資産合計	0	III 純資産の部	
		1. 基金	0
資産合計	538,007	2. 積立金	△ 12,743
		繰越利益積立金	
		純資産合計	△ 12,743
		負債及び純資産合計	538,007

様式第二号

地域医療連携推進法人名	地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット
所在地	茨城県常陸太田市徳田町474番地

損益計算書

(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

(単位:円)

科 目	金額	
1. 経常損益の部		
(1) 経常収益		
事業収益	400,000	
受取会費	200,000	
受取寄付金	200,000	
経常収益計		800,000
(2) 経常費用		
事業費		
諸謝金	117,700	
賃借料	81,510	
印刷製本費	45,100	
消耗品費	11,779	
雑費	28,904	
管理費		
事務委託費	132,000	
租税公課	600	
雑費	1,650	
経常費用計		419,243
経常利益		380,757
2. 特別損益の部		
(1) 特別利益		
特別利益計		0
(2) 特別損失		
特別損失計		0
税引前当期純利益		380,757
法人税、住民税及び事業税	147,700	
法人税等調整額	0	147,700
当期純利益		233,057

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続組織の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

最終仕入原価法を採用。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用。

4. 引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率を限度として計上しています。なお今年度においては引当対象となる一般債権はございません。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし。

8. 担保に供されている資産に関する事項

該当なし。

9. 地域医療連携推進法人会計基準第16条に基づく医療連携推進目的取得財産残額

地域医療連携推進法人会計基準第16条に基づく医療連携推進目的取得財産残額は0円です。

10. 関係事業者との取引の内容

(1) 法人である関係事業者

(単位：千円)

種類	名称	所在地	総資産額	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
該当なし									

(2) 個人である関係事業者

(単位：千円)

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
該当なし							

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当なし。

12. 重要な後発事象に関する事項

該当なし。

13. 参加法人ごとの取引の内容

(単位：円)

法人名	経常収益	経常費用	特別利益	特別損失	金銭債権	金銭債務
[REDACTED]	[REDACTED]					[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]					

14. その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

様式第三号

地域医療連携推進法人名

地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット

所在地

茨城県常陸太田市徳田町474番地

純資産変動計算書

(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位:円)

	基金	積立金				純資産合計
		代替基金	別途積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和 5年 7月 1日 残高	0	0	0	△ 245,800	△ 245,800	△ 245,800
会計年度中の変動額						
当期純利益				233,057	233,057	233,057
会計年度中の変動額合計	0	0	0	233,057	233,057	233,057
令和 6年 6月 30日 残高	0	0	0	△ 12,743	△ 12,743	△ 12,743

様式第四号

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット
 所在地 茨城県常陸太田市徳田町474番地

財産目録
 (令和6年6月30日現在)

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金及び預金	普通預金	[REDACTED]	[REDACTED]	538,007
流動資産合計				538,007
(固定資産)				
固定資産合計				0
資産合計				538,007
(流動負債)				
未払金		[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	403,050 373,900 29,150
未払法人税等		[REDACTED]		147,700
流動負債合計				550,750
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				550,750
純資産				△ 12,743
うち医療連携推進目的取得財産残額				0

様式第五号

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット

所在地 茨城県常陸太田市徳田町474番地

有形固定資産等明細表

(単位：円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
	計	0	0	0	0	0	0
無形固定資産							
	計	0	0	0	0	0	0
その他の資産							
	計	0	0	0	0	0	0

様式第六号

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット
所在地 茨城県常陸太田市徳田町474番地

引当金明細表

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
該当なし					

様式第七号

地域医療連携推進法人名

地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット

所在地

茨城県常陸太田市徳田町474番地

純資産増減計算内訳表
 (令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

(単位:円)

科目	医療連携推進業務会計		その他業務会計		法人会計	合計
	共通	小計	共通	小計		
1. 経常損益の部						
(1) 経常収益						
事業収益	400,000	400,000			0	400,000
受取会費	0	0			200,000	200,000
受取寄付金	0	0			200,000	200,000
経常収益計	400,000	400,000	0	0	400,000	800,000
(2) 経常費用						
事業費						
諸謝金	117,700	117,700			0	117,700
賃借料	81,510	81,510			0	81,510
印刷製本費	45,100	45,100			0	45,100
消耗品費	11,779	11,779			0	11,779
雑費	28,904	28,904			0	28,904
管理費						
事務委託費	0	0			132,000	132,000
租税公課	0	0			600	600
雑費	0	0			1,650	1,650
経常費用計	284,993	284,993	0	0	134,250	419,243
経常利益	115,007	115,007	0	0	265,750	380,757
2. 特別損益の部						
(1) 特別利益						
特別利益計	0	0	0	0	0	0
(2) 特別損失						
特別損失計	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	115,007	115,007	0	0	265,750	380,757
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	147,700	147,700
法人税等調整額	0	0	0	0	0	0
当期純利益	115,007	115,007	0	0	118,050	233,057
基金増減額	0	0	0	0	0	0
期首純資産残高	0	0	0	0	-245,800	-245,800
期末純資産残高	115,007	115,007	0	0	-127,750	-12,743

別添2

法人名 地域医療連携推進法人いばらき地域医療ネット
所在地 茨城県常陸太田市徳田町474番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

別添 3

法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書

(令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで)

1. 法人の概要

名 称	該当なし
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本 金)	千円
事業概要	

2. 支援の種類

資金の貸付 債務の保証 基金を引受ける者の募集

3. 支援の年月日

令和 年 月 日

4. 支援の目的

.....

5. 支援の金額

円

6. 貸付利率

%

※支援に関する契約書を添付すること。

別添 4

法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書

(令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで)

1. 出資を受ける事業者の概要

名 称	該当なし
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本 金)	千円
設立目的	

2. 組織人員

役員	理事又は取締役	監事・監査役	計
常勤	名	名	名
非常勤	名	名	名
計	名	名	名

職員	計
正規職員	名
臨時職員	名
パート職員等	名
計	名

3. 主な事業

医療連携推進区域：○○○

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

4. 事業実績（概要）

①.....

②.....

③.....

5. 配当の時期

※出資を受ける事業者の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

別添5

監 事 監 査 報 告 書

地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット

代表理事 大森 英俊 殿

私は、地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネットの令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月26日

地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット

監事 根本 義勝

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネット
理事会 御中



監査意見

私は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第5項の規定に基づき、地域医療連携推進法人いばらき県北地域医療ネットの2023年7月1日から2024年6月30日まで（令和6年会計年度）の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。